三十四　平成二十五年総務省告示第三百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［1～3　略］	［1～3　同左］
4　電気供給業務用伝搬障害防止区域	4　［同左］
［1～13　略］	［1～13　同左］
14　(1)　静岡県浜松市北区三ヶ日町只木322－1　(553.00) (2)　静岡県浜松市北区都田町103－2　(120.30)　北緯34度50分53秒東経137度35分12秒の地点と北緯34度48分19秒東経137度42分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	14　(1)　静岡県浜松市北区三ヶ日町只木322－1　(553.00) (2)　静岡県浜松市北区都田町103－2　(115.30)　北緯34度50分53秒東経137度35分12秒の地点と北緯34度48分19秒東経137度42分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［15・16　略］	［15・16　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

三十五　平成二十五年総務省告示第四百六十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分　伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）　伝搬障害防止区域の範囲	区分　伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）　伝搬障害防止区域の範囲
［1～24　略］	［1～24　同左］
25　削除	25　(1)　埼玉県さいたま市浦和区常盤5－8－17　(92.10) (2)　埼玉県さいたま市緑区東浦和5－10－2　(40.60)　北緯35度51分54秒東経139度38分51秒の地点と北緯35度51分54秒東経139度41分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［26　略］	［26　同左］
27　削除	27　(1)　東京都八王子市明神町1－4－1　(175.00) (2)　東京都八王子市北野町545－3　(136.00)　北緯35度39分23秒東経139度21分02秒の地点と北緯35度38分51秒東経139度21分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［28～53　略］	［28～53　同左］
［2～4　略］	［2～4　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。